

令和7年1月

農家の皆様へ

吉野川市有害鳥獣捕獲対策協議会

みんなで取り組むイノシシ・シカ・サル対策

吉野川市有害鳥獣侵入防止柵貸与事業のご案内 (令和7年度申請分)

イノシシ、シカ、サルによる農作物被害を防止するため、農業者等が共同で侵入防止柵を直営（農家の方ご自身が）施工する場合に、必要な資材をお貸しします。ただし、侵入防止柵の貸与数量には限りがあり、貸与できない場合もございますので、ご理解・ご了承ください。

事業主体（申請できる方）

代表の定めがあり、**営農農家3戸以上**を含む農業者等により組織された団体

※規約等がなくても、団体を代表する責任者を決めておけば結構です。

貸与の条件

次の項目の全てに該当する必要があります。

- 侵入防止柵で囲う範囲に、耕作されている農地が3アール以上あること。
- 侵入防止柵の延長が、50m以上あること。
- 侵入防止柵で囲う範囲に、有害鳥獣の侵入、または被害があること。
- 事前審査時点で行う費用対効果の分析の結果、効果が認められること。
- 指定日までに、侵入防止柵の設置が完了すること。
- 設置後の維持管理について、市協議会と契約書を締結できること。
- 金網柵は14年間、電気柵は8年間の維持管理ができること。
- 付帯する捕獲檻を併せて維持管理ができること。

貸与する資材

次の金網柵等を貸与します。(貸与数量には限りがあります 貸与(配付)時期は11月頃予定)
なお、シカ、サルの被害を防ぎたい団体には電気柵を貸与する場合があります。

- 金網柵…ワイヤーメッシュ（亜鉛メッキ加工） 3J 2.0m× 4J 1.2m
支柱（異形棒鋼 D13）長さ1.5m、ステンレス結束線他
- 電気柵…本体、電線支持棒、電線

※※※※※※申込手続については、裏面をご覧ください。※※※※※※

申請手続

所定の申請用紙（申請書、参加農家台帳）に必要事項を記入し、侵入防止柵の設置位置

図、現況写真を添付して、農林業振興課（市役所東館１階）へ提出してください。

申請用紙は、農林業振興課の窓口で配布します。

また、市ホームページ(<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>)から、申請用紙のダウンロードができます。

申請期限

令和７年２月１４日（金）

申請後の流れ

申請内容について書類審査(地図・写真含む)、要件確認、現地調査、農林水産省が定めた費用対効果の分析を行い、予算の範囲内で被害防止効果の高い箇所から採択団体を決定します。

※申込多数の場合は、貸与できない場合がございます。

費用の負担

設置作業費、追加の資材費、設置後の維持管理費は、申請者の負担となります。

維持管理期間中の貸与された資材の故障や亡失については、申請者の負担で原状回復していただきます。

その他

- ・この事業は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を受けて実施します。
- ・指定日までに柵等設置後、集落代表者は報告書(写真・地図含)の提出を行い、その後、市の担当による現地確認を実施します。
- ・貸与した資材は、維持管理期間の経過後、返還の必要はありません。
- ・貸与（配付）時期は１１月頃を予定しています。

◎問い合わせ先

〒７７６－８６１１

吉野川市鴨島町鴨島１１５番地１

吉野川市役所 東館１階

農林業振興課 農業振興係(市協議会事務局)

電話：０８８３－２２－２２２８

FAX：０８８３－２２－２２３７

E-mail noushin@yoshinogawa.i-tokushima.jp